

約定書（有担保方式）

財団法人オートレース振興協会（以下「振興協会」といいます。）が小型自動車競走施行者（以下「施行者」といいます。）から各施行者が定めた小型自動車競走実施条例に基づいて委託を受けて実施する小型自動車競走（オートレース）電話投票について、振興協会とこの電話投票を利用する人（法人を除きます。以下「加入者」といいます。）との間の約定は、関係法令、電話投票に関する規則その他の条例と規則のほか、次の各条に掲げる条項によります。

（指定口座）

第1条 加入者は、振興協会が指定する日までに、電話投票に関し振興協会が別に指定する金融機関（以下「指定銀行」といいます。）に電話投票による勝車投票券（以下「車券」といいます。）購入代金などの振替を行うための口座として加入者本人名義の普通預金口座（以下「指定口座」といいます。）を設けなければなりません。

（振替依頼）

第2条 加入者は、振興協会の指定する日までに指定銀行に対し車券購入代金の預金口座振替を依頼するため、別に定めた預金口座振替依頼書を提出し手続きをとらなければなりません。

（担保の提供）

第3条 加入者は、車券購入代金支払の担保として、加入者が指定口座開設した銀行に、5万円、10万円、20万円又は30万円のうちから加入者が選択した額を定期預金として預け入れなければなりません。

ただし、「振興協会」が指定する特定の銀行に加入者が指定口座開設する場合には、3万円、5万円、10万円、20万円、30万円又は50万円のうちから選択することができるものとします。

2 前項の定期預金の期間は2年とし、期間満了時において自動的に更新されるものとします。

3 第1項の定期預金の利息は、加入者の指定口座に振込まれるものとします。

(質権の設定)

第 4 条 加入者は、前条第 1 項の定期預金元金に振興協会を質権者とする質権を設定しなければなりません。

2 振興協会は、前条第 1 項の定期預金証書を預かるものとします。

3 前条の定期預金証書は、この契約を解除した場合加入者に返還します。

ただし、第 1 4 条第 2 項による口座振込を行った後でもなお、同条第 1 項の口座振込が不能である場合は、ただちにこの定期預金を解約し、引き落とし不能額を充当することによって質権を実行するものとし、加入者はそれに対し異議を申し立てないものとします。なお、引き落とし不能額に充当した残額については、振興協会は加入者に返還するものとします。

4 加入者は、前条第 1 項の定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしてはなりません。

5 第 1 項の質権設定の確定日付徴収に要する費用は、加入者が負担するものとします。

(担保金額の変更)

第 5 条 加入者は、第 3 条の規定により担保として預け入れた金額を変更することができます。

2 振興協会は前項の規定により変更の申請があった場合には、現に差し入れられている定期預金証書を加入者に返還するとともに加入者の電話投票の利用を中止します。

3 前項の手続きが終了した後、加入者は、振興協会が別に定める日までに指定口座を設けた銀行に、定期預金として変更後の担保金額を預け入れ、第 3 条及び第 4 条と同様の手続きをとるものとします。

4 前 2 項に定める手続き完了後、振興協会は電話投票の利用再開期日を指定して、加入者に通知します。

(電話投票の開始)

第 6 条 第 1 条から第 4 条に規定する手続きが完了したときは、振興協会は、電話投票の利用開始期日、電話投票を利用するために必要な電話番号及び加入者番号を加入者に通知します。

(車券)

第7条 電話投票により発売する車券は、連勝単式、連勝複式、単勝式及び複勝式の各勝車投票法のうち振興協会が別に指定する勝車投票法の車券であって、券面金額が100円の整数倍に相当する額であるものとします。

(購入限度額)

第8条 加入者1人当たりの1回の車券購入限度額は、当該競走が実施される直前の指定銀行営業日(以下この条において「直前の営業日」といいます。)の営業終了時における指定口座の預金残高(決済未確認の証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は担保金額に相当する額とします。以下「預金残高」といいます。)から、直前の営業日の営業が終了後に購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とします。ただし、1日に999万円を越えて車券を購入することはできません。

(車券の購入方法)

第9条 加入者が車券を購入する場合は、あらかじめ振興協会が指定した電話を通じて加入者番号及び暗証番号を通知した後、小型自動車競走場番号、競走番号、勝車投票法の種類、車番号又は連勝式の組番号及び購入枚数(100円単位で換算した枚数)を申し込んでください。

2 振興協会は、加入者番号及び暗証番号を確認のうえ、購入できる車券の枚数を通知し、加入者の申込み内容を記録するとともに復唱して加入者の確認を得た後、受付番号を通知し、受付番号について加入者はこれを確認し、この確認が終わったときに車券の購入が完了するものとします。ただし、荒天その他の理由により車券を購入した競走が取り止めとなったときは、順延の有無にかかわらず当該競走に係る車券の購入は取消し、購入代金は加入者に返還します。

(投票の無効)

第10条 前条により車券を発売した後、当該車券の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により入場者に対して発売した車券の発売金額と合計する事ができなかったときは、小型自動車競走実施規則第99条第5項の規定に基づき当該競走の投票は無効とし、購入代金は加入者に返還します。

(代理人による購入等の禁止)

第 11 条 加入者は、車券を購入しようとする場合は自ら申込むものとし、他人に申込ませることはできません。

2 車券は他人からの委託等により購入することはできません。

(車券の代理受領)

第 12 条 加入者が購入した車券は、振興協会が加入者に代わって受領し、保管します。

2 前項の車券は、加入者がその閲覧を請求した場合、当該車券を発売した日から 60 日以内に限り振興協会が指定した場所で閲覧に供します。

(受付の拒否)

第 13 条 振興協会は、加入者の車券購入の申込みについて疑義があるとき、その他振興協会が必要と認めたときは、電話投票を受付けないことがあります。

(車券の購入代金の支払並びに払戻金及び返還金の交付)

第 14 条 車券の購入代金は、預金口座振替依頼書により加入者の依頼を受けた指定銀行が指定口座から引き落すことによって振興協会に支払われます。

2 払戻金又は返還金は振興協会が加入者に通知することなく投票用口座に振込むものとしします。

3 第 1 項の引き落としが指定口座の残高不足により引き落とし不能になったときは、前項の払戻金又は返還金をもって充当し、充当してもなお引き落とし不能のときは、第 4 条第 3 項に基づき質権を実行するものとしします。

4 第 1 項の口座振替及び第 2 項の口座振込は、当該日に行うものとしします。ただし、当該日が指定銀行の休業日である場合、その他やむを得ない事由により当該日に振替又は振込ができない場合は、当該日の翌銀行営業日に行うものとしします。

(異議申立)

第 15 条 電話投票に伴う購入代金、払戻金又は返還金に関する異議申立は、当該電話投票を行った日から 60 日以内に限り振興協会に行うことができます。

(投票の記録)

第16条 振興協会は、電話投票の内容を記録し、その記録は60日間保存します。ただし、前条の規定による異議申立等に係る記録は必要な期間保存します。

(秘密保持)

第17条 加入者は、電話投票申込用電話番号、加入者番号及び暗証番号を絶対に他人に漏らしてはなりません。

2 加入者は、加入者番号、暗証番号等を記載した書類を紛失した場合は、その旨をただちに振興協会に連絡すると共に書面によって届け出なければなりません。

(免責)

第18条 第9条に定める方法による車券の購入申込みがあり、振興協会がこれを受付、それぞれ車券を発売したときは、その申込みが加入者以外の第三者によって行われた場合においても、振興協会は一切それによる損害の責は負いません。

2 天災地変、通信障害、その他やむを得ない事由により電話投票を受付られない場合があっても、振興協会及び電話会社は一切その責を負いません。

(預金残高の照会)

第19条 振興協会は、指定銀行に対し、投票用口座の預金残高を照会することができるものとします。

(指定口座の引出しの制限)

第20条 加入者が電話投票を実施する日には、指定口座からの引出しを行ってはなりません。また、電話投票を実施する日が銀行休業日の場合は、その翌銀行営業日にも指定口座からの引出しを行ってはなりません。

2 加入者は、指定口座をこの電話投票の決済以外の自動振替の口座として指定することはできません。なお、原則としてキャッシュカードの利用はできません。

(電話番号等の変更)

第 21 条 第 6 条に規定する通知事項に変更があったときは、加入者に通知します。

(車券の発売要項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、振興協会が別に定めるものとし、書面で加入者に通知するか、又は新聞等に発表します。これに変更があった場合も同様とします。

- (1) 電話投票の対象となる小型自動車競走場名
- (2) 電話投票の対象となる小型自動車競走及び勝車投票法
- (3) 電話投票を受付ける日
- (4) 電話投票の受付開始及び締切時刻
- (5) その他必要な事項

(住所・氏名等の変更の届出)

第 23 条 加入者は、住所、氏名、勤務先、又は電話番号等を変更したときは、その旨をただちに書面によって振興協会に届出なければなりません。

(個人情報の取り扱い)

第 23 条の 2 加入者は、振興協会が加入者の個人情報を次のとおり取り扱うことについて同意いたします。

- (1) 住所、氏名、電話番号、暗証番号等加入者が電話投票加入申し込み時に届けた事項を電話投票業務のために保有、利用すること。
- (2) 電話投票業務に必要な加入者の口座番号、預金残高等の投票用口座に関する事項を指定銀行から収集し保有、利用すること。
- (3) 車券購入履歴、購入内容等加入者の電話投票利用状況を収集、保有すること。
- (4) 加入者番号、住所、氏名等を振興協会、施行者、小型自動車競走振興法人等が行うサービス業務及びマーケティング業務に利用すること。
- (5) 前各号を実施するため必要な保護処置を施した上で第三者に業務を委託すること。
- (6) 法令により、振興協会が加入者の個人情報を提供すること。

(欠格事由の届出)

第 24 条 加入者が次の各号の一に該当したときは、その旨をただちに書面によって振興協会に届出なければなりません。

(1) 成年被後見人・被保佐人又は破産者となったとき。

(2) 小型自動車競走法に違反して罰金以上の刑に処せられたとき。

(3) 小型自動車競走に関する政府職員又は施行者の職員となったとき。

(4) 小型自動車競走振興法人及び小型自動車競走実施法人の役職員若しくは小型自動車競走の選手となったとき。

(5) 前第 3 号及び第 4 号に掲げる者を除き、本約定により振興協会が電話投票を実施する小型自動車競走場の入場料の徴収、車券の発売、払戻金及び返還金の交付、小型自動車競走場内の整理及び警備、その他の事務に従事する者となったとき。

(解約)

第 25 条 振興協会は、加入者より解約の申請があったとき、又は加入者が次の各号の一に該当したときは、この契約は、解約します。ただし、振興協会に対する解約の申請は、書面によるものとします。

(1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実でなかったことが発見されたとき。

(2) 振興協会が指定した日までに第 1 条、第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に定める手続きを完了しなかったとき。

(3) 第 3 条第 1 項の定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。

(4) 前条各号に掲げる事由の一に該当したとき。

(5) 小型自動車競走法違反に該当する行為があったとき。

(6) 1 年間を通じて購入申込みがなかったとき。

(7) 指定口座を解約したとき。

(8) 第 1 4 条第 1 項に規定する方法による車券の購入申込金の支払が不能になり、定期預金が解約されたとき。

(9) その他、振興協会が必要と認めたとき。